

特別高圧電力で契約し、月35,000kWhを超える電気をお使いの中小企業者の皆様へ!



# 特別高圧電力 契約者等支援金 がはじまります!



高圧電力・  
低圧電力は  
対象外となります

国際的なエネルギー価格の上昇を背景とした電気料金の高騰が続く中、  
特別高圧で受電する施設において、高額な料金を負担している  
中小企業を支援するため、その料金の一部を支援します。

## 対 象

①～③ 全てに該当する者が対象となります。

- ① **中小企業者(個人事業者含む)である者**(みなし大企業を除く)
- ② 原則、令和5年4月1日時点で申請対象となる大阪府内の特別高圧で受電する施設において、以下のいずれかに該当する者
  - **小売電気事業者と契約している者**(施設運営事業者)
  - **施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、子メーターで計測された電力使用量に基づき、電気料金を負担している者**(テナント事業者)
- ③ 令和5年4月から9月までの期間において、いずれかの月の**月間電力使用量が3万5千kWhを超える者**

要件の詳細については、  
大阪府ウェブサイト(裏面URL参照)上に  
掲載されている募集要項を  
ご確認ください。

詳細はコチラ▶



## 支給内容

支給対象期間	支給額(月間電力使用量が3万5千kWhを超える月が支給対象)
令和5年4月～8月	3.5円/kWh×電力使用量(kWh)／1.1(消費税等相当額)
令和5年9月	1.8円/kWh×電力使用量(kWh)／1.1(消費税等相当額)

### ① 施設運営事業者のみさまへ

本事業については、特別高圧で受電する施設に入居しているテナント事業者も対象となる場合があります。  
施設運営事業者におかれましては、入居しているテナント事業者への本支援金の周知のご協力をお願いします。

## 受付期間

申請者事前登録(要件確認)

令和5年8月28日(月)～9月29日(金)

支援金申請(電力使用量確認)

令和5年10月2日(月)～11月30日(木)

※申請者事前登録の完了後においても、令和5年4月から9月までの期間中、月間電力使用量が3万5千kWhを超えない月は、本支援金の支給対象外となります。

©2014 大阪府もずやん



裏面に本支援金についての問い合わせ窓口を記載しております

裏面をチェック!!

## 申請方法

パソコン、スマートフォンで申請いただけます。

大阪府ウェブサイトで申請書類等の詳細を必ずご確認の上、  
大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

■ 特別高圧電力契約者等支援金 大阪府ウェブサイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/tokubetsukouatsu/index.html>



## 申請スケジュール(予定)

### 1 申請者事前登録と

### 2 支援金申請の

2段階の手続きが必要となります。

令和5年	8月	1 申請者事前登録(要件確認)	8月28日(月)~9月29日(金)
	9月		
	10月	2 支援金申請(電力使用量確認)	10月2日(月)~11月30日(木)
	11月		
	12月	結果通知・支給	12月~1月
令和6年	1月		

本支援金の申請・要件等についてご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

## Q&A

よくある  
ご質問

詳細のQ&Aや  
その他要件の  
詳細については  
下記よりご覧  
いただけます。



©2014 大阪府もずやん

### QUESTION 1

#### 「特別高圧」とは何ですか？



「特別高圧」とは、電圧の種別において、7,000ボルトを超えるものを言います。

主に大規模工場や高層ビル、大規模小売施設等が特別高圧で受電しています。

電力契約の内容は、電力会社が発行する請求書等をご確認ください。

### QUESTION 2

#### テナント事業者ですが、自分が入居している施設が特別高圧で受電しているかどうかはどのように確認すればよいでしょうか？

施設を管理している事業者等にお問い合わせください。

### QUESTION 3

#### 中小企業者の定義は何ですか？



中小企業基本法における中小企業者の定義は下記の通りです。(下記の[A][B]いずれかを満たす事業者)

業種	[A] 資本金の額 又は出資の総額	[B] 常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業・その他業種(②~④除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

### QUESTION 4

#### 本店所在地は大阪府外ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府内にある場合、支援対象になりますか？



大阪府内にある場合は、支援対象です。ただし、大阪府外にある場合は支援対象になりません。

大阪府特別高圧電力契約者等支援金コールセンター  
TEL.06-7777-2740

お問い合わせ先

開設時間

午前9時00分から午後5時30分まで(土日祝日・年末年始を除く) ※8/28(月)~1/31(水) 予定

メールアドレス

info@osaka-tokukoushien.com(24時間受付)